

国内で特定小型原動機付自転車のシェアリングサービスを行う事業者が  
取り組む交通安全対策自主ルール

令和5年7月1日  
マイクロモビリティ推進協議会

はじめに

令和4年4月に公布された道路交通法の一部を改正する法律により、一定の要件を満たす車両を特定小型原動機付自転車と定義した上で、新たな交通ルールが定められた。令和5年7月の施行により、特定小型原動機付自転車は幅広い年代が利用できる手軽かつ便利な移動手段として普及が見込まれる。

本自主ルールは、同法の規定に基づき日本国内で特定小型原動機付自転車のシェアリングサービスを行う事業者が、当該サービスの運営および提供を安全かつ円滑に行い、特定小型原動機付自転車の安全な利用の促進につなげるべく、交通安全対策に関する取り組みをまとめたものである。

なお、本自主ルールは、適宜、必要な見直しを行うものとする。

具体的な取り組み

ア 利用者に対する交通ルール等の周知

国内で特定小型原動機付自転車のシェアリングサービスを行う事業者は、次の方法により、運転免許を保有しない者や外国人を含め、全ての利用者に対して交通ルールを周知する。

- ウェブサイトやアプリケーション等において交通ルールの理解を促すページやコンテンツを用意するとともに、交通ルールの理解度を測るテストを実施し、又は交通ルールを理解させるための動画を視聴させ、当該テストを受けた者又は当該動画を視聴した者以外の者がサービスを利用することができないようにする。
- 車体に「飲酒運転禁止」、「逆走禁止」、「歩道は時速6キロメートル以下」（特例特定小型原動機付自転車として歩道又は路側帯（以下「歩道等」という。）を通行することができるものに限る。）、「歩道通行禁止」（特例特定小型原動機付自転車に該当せず、歩道等を通行することができないものに限る。）等の注意事項を明記する。
- 警察から提供された利用者による違反の検挙事例、当該違反に関する罰則、事故事例等について、注意喚起を行う。
- 特定小型原動機付自転車の試乗会、講習会等を開催する際、参加者に対して交通ルールを説明するとともに、リーフレット等を通じて周知する。
- 外国人向けにサービスを提供する場合には交通ルールの理解度を測るテストを、翻訳して提供する。

## イ 利用者の年齢確認の徹底

国内で特定小型原動機付自転車のシェアリングサービスを行う事業者は、サービスの提供開始に先立ち、次の方法により、利用者の年齢確認を徹底する。

- 会員登録時又は利用開始時にマイナンバーカードや運転免許証等の公的な本人確認書類を提示させる方法又は利用代金の支払いをクレジットカード（利用者名義のものに限る。）その他16歳以上でなければ用いることができない支払手段に限定する方法により、利用者の年齢が16歳以上であることを確認する。利用者がマイナンバーカードや運転免許証等の公的な本人確認書類を保有していない場合は、学生証等の身分証の確認、保護者等に対する聞き取り等を行い、利用者が16歳以上であることを確認することも可とする。
- 16歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転した場合には道路交通法違反となり、罰則が適用される可能性があることを、利用者に対して説明するとともに、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて周知する。
- 年齢を偽ってサービスを利用したことが判明した場合又は他人の本人確認書類等を提示し、サービスを利用したことが判明した場合には、速やかに警察に通報することや、サービスの利用停止措置又はアカウントの抹消措置を講ずることを、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて利用者に対して説明する。
- 利用規約において、利用者に対して、16歳未満の者はサービスを利用してはならないこと及び他人の本人確認書類等を提示し、サービスを利用しないことを義務付ける。
- 利用者が年齢を偽ってサービスを利用したことが判明した場合には、速やかに警察に通報した上で、サービスの利用停止措置又はアカウントの抹消措置を講ずる。

## ウ 又貸し対策の実施

国内で特定小型原動機付自転車のシェアリングサービスを行う事業者は、次の方法により、16歳未満の者への又貸し対策を実施する。

- 特定小型原動機付自転車を運転するおそれがある16歳未満の者に対し、特定小型原動機付自転車を提供した場合には、道路交通法違反となり、罰則が適用される可能性があることについて、利用者に対して説明するとともに、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて周知する。
- 利用者が16歳未満の者に車体を又貸ししたことが判明した場合には、速やかに警察に通報することや、サービスの利用停止措置又はアカウントの抹消措置を講ずることを、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて利用者に対して説明する。

- 利用規約において、利用者に対して、16歳未満の者に特定小型原動機付自転車を又貸ししないことを義務付ける。
- 生体認証、ワンタイムパスワードの発行を通じた認証、利用者登録したアプリケーションと紐付いた端末での認証等を行うなどして、会員登録した者がサービスを利用しようとしていることをサービスの提供ごとに確認する。
- 利用者が16歳未満の者に車体を又貸ししたことが判明した場合には、速やかに警察に通報した上で、サービスの停止措置又はアカウントの抹消措置を講ずる。

#### エ 乗車用ヘルメット着用の促進

国内で特定小型原動機付自転車のシェアリングサービスを行う事業者は、次の方法により、利用者の乗車用ヘルメットの着用を促進する。

- 特定小型原動機付自転車の運転者は乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならないこととされていること及び乗車用ヘルメットの交通事故時の被害軽減効果を利用者に対して説明するとともに、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて周知する。
- 利用者に対して乗車用ヘルメットを購入するよう促し、又は貸し出す。
- 乗車用ヘルメットを着用している者を特定小型原動機付自転車の広告宣伝に用いる。
- 特定小型原動機付自転車の講習会、試乗会等を実施する際は、参加者に乗車用ヘルメットを着用させ、乗車用ヘルメットの被害軽減効果について説明する。

#### オ 悪質・危険運転者対策の実施

国内で特定小型原動機付自転車のシェアリングサービスを行う事業者は、次の方法により、悪質・危険運転者対策を実施する。

- 利用者が飲酒運転を行ったり、時速6キロメートルを超える速度を出すことができるなど、特例特定小型原動機付自転車の要件に適合しない状態で歩道等を通行したりするなどの危険な運転をしないよう、ウェブサイト、アプリケーション等で注意喚起をする。
- 車体に「飲酒運転禁止」、「逆走禁止」、「歩道は時速6キロメートル以下」（特例特定小型原動機付自転車として歩道又は路側帯（以下「歩道等」という。）を通行することができるものに限る。）、「歩道通行禁止」（特例特定小型原動機付自転車に該当せず、歩道等を通行することができないものに限る。）等の注意事項を明記する。
- 利用者による交通違反を把握した場合には、当該利用者のサービスの利用停止措置又はアカウントの抹消措置を講ずる。

- 利用者による交通違反又は交通事故を把握した場合には、当該利用者に対して警察に通報するよう指示し、これに従わない場合には、警察に通報する。
- 車体にドライブレコーダー等の映像記録装置を備え付けた場合には、交通違反や交通事故の発生時、捜査機関からの求めに応じ、必要な資料を提供する。

#### カ 放置車両対策の実施

国内で特定小型原動機付自転車のシェアリングサービスを行う事業者は、特定小型原動機付自転車の使用者として、放置違反金の納付を命ぜられることがあることを踏まえ、次の方法により、放置車両対策を実施する。

- 道路交通法の規定に違反する方法で特定小型原動機付自転車を駐車してはならないことを、ウェブサイト、アプリケーション等を通じ、周知する。
- 利用規約において、利用者に対して、利用終了後、車体を貸出拠点等に返却することを義務付ける。
- 利用規約において、放置車両確認標章が取り付けられた場合に利用者が講ずべき措置（警察に出頭し、違反の処理を受けること等を含む。）について定め、利用者が当該措置を講じない場合には、サービスの停止措置、アカウントの抹消措置等を講ずる。
- 利用者による違法駐車を把握した場合には、当該利用者に連絡の上、速やかに車体を移動させるよう指示をするなどするとともに、指示に従わない場合には、当該利用者のサービスの利用停止措置、アカウントの抹消措置等を講ずることを、ウェブサイト、アプリケーション等を通じ、利用者に対して周知する。
- 貸出拠点等の状況を定期的に確認し、利用者が車体を所定の場所に返却できるように貸出拠点等を整理する。
- 車体を貸出拠点等に返却しない場合には、アプリケーション等を通じて、貸出拠点等に返却するよう求めるとともに、貸出拠点等に返却されるまでの間、利用料金の徴収を継続する。

#### キ 車体の点検・整備の徹底

国内で特定小型原動機付自転車のシェアリングサービスを行う事業者は、貸し出す車体が保安基準に適合していることはもとより、当該車体が故障していること等がないように、定期的な点検・整備を徹底するとともに、不備のある車体は貸し出さない。

#### ク 交通事故発生時の対応等

国内で特定小型原動機付自転車のシェアリングサービスを行う事業者は、次の方法により、交通事故発生時の対応を行う。

- 交通事故発生時の運転者の義務を利用者に対して説明するとともに、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて周知する。
- 交通事故の発生に備え、必ず自動車損害賠償責任保険等に加入する。
- 利用者から交通事故に係る連絡があった場合には、警察への通報の有無を確認するとともに、利用者が交通事故に係る通報をしていないときは、警察に通報するよう指示する。
- 利用規約において、利用者に対して、交通事故発生時には、警察への通報に加えて、シェアリング事業者に速やかに通報することを義務付ける。
- 利用者が交通事故発生時に警察及びシェアリング事業者に通報を行わなかったことが確認された場合には、サービスの利用停止措置又はアカウントの抹消措置を講ずる。
- 交通事故の発生に備え、特定小型原動機付自転車に係る任意保険に加入すること。

#### ケ 相談・連絡窓口の設置

国内で特定小型原動機付自転車のシェアリングサービスを行う事業者は、交通ルールに関する問合せ、車体の故障、交通上のトラブルがあった場合の相談・連絡に対応できる窓口を設置するとともに、当該窓口について、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて周知すること。また、当該窓口相談・連絡があった際は迅速かつ真摯に対応する。

#### コ 関係行政機関との連携

国内で特定小型原動機付自転車のシェアリングサービスを行う事業者は、交通安全の取組等について関係行政機関と情報共有を行うとともに、利用者による交通事故又は交通違反の実態を把握し、将来的な対策を講ずるため、警察、自治体、教育機関等との意見交換を定期的実施する。また、捜査機関からの照会等に対して迅速かつ真摯に対応する。

以上